

# 学校法人京都精華大学役員の報酬等に関する規程

2020年03月28日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学(以下「法人」という。)寄附行為第60条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員 理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事 法人の専任教職員(以下「教職員」という。)の身分を有する理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (3) 非常勤理事 前号以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事 監事のうち、法人を主たる勤務場所とし、日常的に監査業務を行う者をいう。
- (5) 非常勤監事 前号以外の監事をいう。
- (6) 役員の報酬等 役員手当、会議手当、出張時の日当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、「学校法人京都精華大学給与規程」(以下「給与規程」という。)および「学校法人京都精華大学退職金規程」(以下「退職金規程」という。)に基づくものを含まない。

(役員手当等の支給)

第3条 役員には、次のとおり役員手当等を支給する。

- (1) 常勤理事(理事長)に対しては、「給与規程」別表第1に掲げる最高号俸(596,000円)に基づき専任教職員に準じた給与、期末手当を支給するとともに、別表第1の役員手当を支給する。
- (2) 常勤理事(理事長以外)に対しては、「給与規程」に基づき専任教職員に準じた給与、期末手当を支給するとともに、寄附行為第14条に掲げる職位に応じて、別表第1の役員手当を支給する。ただし、学長または副学長を兼ねている常勤理事に対しては役員手当を支給せず、「給与規程」に定める役職手当を支給する。
- (3) 前号ただし書きによる場合を除き、常勤理事が法人の他の役職を兼ねるときは、最も高い手当額1件のみを支給する。
- (4) 常勤監事に対しては、別表第1の役員手当を支給するほか、「給与規程」第6条に定める通勤手当、出張時の日当および退任慰労金を支給する。
- (5) 非常勤理事(理事長)に対しては、別表第1の役員手当を支給するほか、出張時の日当および退任慰労金を支給する。
- (6) 非常勤理事(理事長以外)および非常勤監事に対しては、別表第1の役員手当を支給するほか、会議手当、出張時の日当および退任慰労金を支給する。
- (7) 前号の役員手当には理事会、評議員会への出席に対する報酬を含むものとする。
- (8) 第4号および第5号における役員手当の額については、業務にあたる日数や職務内容を勘案し、特に理事長が認めた場合は、理事会の決定により、月額50万円以内の範囲において定めることができる。

第4条 (削除)

(非常勤理事・非常勤監事の会議手当)

第5条 非常勤理事(理事長を除く)および非常勤監事が常務理事会、理事選任委員会、評議員選任委員会、理事・評議員協議会、監査業務その他法人運営に係る協議等に参加したときは、主業務内容に応じて別表第3の会議手当を支給する。

2 前項に掲げる会議に付議される事項につき書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を示した場合、およびオンライン会議システムにより会議に参加した場合も支給の対象とする。

(非常勤理事の議長手当)

第6条 非常勤理事が理事選任委員会、評議員選任委員会、および理事・評議員協議会の議長となった場合は、報酬として別表第4に定める議長手当を支給する。

2 前号の議長手当には、議長として事前の打合せ等へ出席した際の報酬を含むものとする。

(常勤監事、非常勤理事、非常勤監事の退任慰労金)

第7条 常勤監事、非常勤理事および非常勤監事が任期満了または自己都合により退任するときは、別表第5の退任慰労金を支給する。ただし、支給額は3期分までを上限とする。

2 常勤監事、非常勤理事および非常勤監事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲および順位は「退職金規程」第8条の例を準用する。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に定める役員手当、および第3条第4号に定める常勤監事の通勤手当 毎月20日(ただし土休日にあたる場合は直前の営業日)に支給

(2) 第5条に定める会議手当 都度支給

(3) 第7条に定める退任慰労金 任期満了、辞任または死亡による退任日後2か月以内に支給

2 前項第1号において、当該役員が任期中で退任しまたは解任された場合は、前日までの報酬を支給する。また、支給対象期間の中途における場合は、総日数から土曜日および休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算を行う。

3 前項第3号において、任期中で退任した場合の退任慰労金は、法人が当該役員に委嘱した日から退任日までの期間を1期とみなして支給する。また、当該役員の委嘱期間が前任者の残任期間の場合は、委嘱した日から委嘱期間満了日までの期間を1期とみなして支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給、または本人の同意を得て本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。ただし、賃金にあたらぬ役員報酬については、当該役員との合意に基づいて支給する。

(非常勤理事・非常勤監事の理事会・評議員会等出席のための交通費)

第9条 非常勤理事および非常勤監事が理事会、評議員会、理事選任委員会、評議員選任委員会、理事・評議員協議会、常務理事会、監査業務その他法人運営に係る協議等に出席するために来学または出張したときは、居所から法人または開催場所までの交通費を実費支給する。

2 前項において片道100キロメートル以上でかつ鉄道を利用する場合は、運賃のほか特急料金、グリーン料金を支給することができる。

(出張のための交通費、宿泊費および日当)

第10条 役員がその職務のため国内出張したときの旅費、日当および宿泊費の扱いについては次のとおりとする。

(1) 常勤理事および常勤監事については、「学校法人京都精華大学旅費規程」を準用する。

(2) 非常勤理事および非常勤監事については、別表第6により支給する。

(作成、備置きおよび閲覧)

第10条の2 法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間備え置かなければならない。

3 法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として法人のホームページに公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、「学校法人京都精華大学役員報酬等支給規程」および「学校法人京都精華大学役員・評議員旅費等支給規程」を廃し、2020年3月28日に制定し、2020年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項（常勤理事長の最高号俸適用）については、「給与規程」付表の適用により当該理事長の年齢に相応する本俸月額が上記最高号俸の額を上回る場合は適用しない。また、別表第5（退任慰労金）については施行日以降に新たに就任した役員に適用するものとし、施行日の前日から引き続き在任中の者については、「学校法人京都精華大学役員報酬等支給規程」に定める支給額を適用する。
- 2 2021年3月27日に改定し、2021年4月1日から施行する。
- 3 2022年9月24日改定・施行
- 4 第8条第1項第3号に定める期末手当の支給について、2025年4月1日に施行される改正私立学校法により、2024年12月25日以降に就任する役員に対しては就任日から2025年3月31日までの期間について月割り計算で支給するものとし、2024年11月30日に改定し、2024年12月25日から施行する。
- 5 2024年11月30日に改定し、2025年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第3条関係)

##### 役員手当

区分		役員手当 (月額・税込)
常勤理事	理事長	250,000円
	専務理事	150,000円
	常務理事	120,000円
非常勤理事	理事長	300,000円
	理事長以外	50,000円
常勤監事		300,000円
非常勤監事		50,000円

#### 別表第2 (削除)

#### 別表第3(第5条関係)

##### 非常勤理事（理事長を除く）、非常勤監事 会議手当

区分	主業務内容	会議手当 (1会議につき・税込)
非常勤理事	法人運営に係る協議等への出席(下記を除く)	20,000円
	理事選任委員会、評議員選任委員会、理事・評議員協議会への出席	15,000円
非常勤監事	常務理事会、協議等出席	20,000円
	監査業務	10,000円

上記業務のために居住地から100km以上の移動を伴う場合は、上記の日額に5,000円を加える。

別表第4(第6条関係)

非常勤理事 議長手当

支給額 (1会議につき)	20,000円
--------------	---------

別表第5(第7条関係)

常勤監事、非常勤理事、非常勤監事 退任慰労金

区分	支給額 (1期につき・税込)
常勤監事	300,000円
非常勤理事	120,000円
非常勤監事	120,000円

支給額は3期分までを上限とする。

別表第6(第10条関係)

非常勤役員 国内出張旅費・日当・宿泊費支給基準

区分	旅費	日当		宿泊費 (1泊あたり)
		距離	日当 (1日あたり税込)	
市 外 出 張	宿泊出張 鉄道:旅客運賃、グリーン料金、 特別急行料金 航空便:実費	片道300km以上の場合	7,000円	17,000円
		片道300km未満の場合	5,000円	
	日帰出張 鉄道:旅客運賃、グリーン料金、 特別急行料金 航空便:実費	片道300km以上の場合	10,000円	—
		片道100km以上300km 未満の場合	7,000円	—
		片道100km未満の場合	5,000円	—
	午後5時以降の出発または午前に着した場合は			3,000円
市 内 出 張	1日出張 実費	—	3,000円	—
	半日出張 (3時間以 内) 実費	—	2,000円	—